

Ⅲ 保存管理

1. 史跡等を構成する本質的価値とその他の諸要素の分類

史跡を適切に保存管理し次代に継承して行くためには、史跡を構成する要素を明確に把握し、保存管理に有効な手段を講じる必要がある。史跡を構成する要素には、遺跡・遺構・遺物など史跡そのものの本質的価値を構成する枢要の諸要素と、指定地内に含まれるが本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素がある。

牛頸須恵器窯跡は、大野城市を中心とする東西 4 km、南北 4.8 km の範囲に広がっており、これまで 300 基を超える窯跡の調査が行われてきた。牛頸須恵器窯跡の歴史的価値について箇条書きにすると以下のように挙げられる。

- ・長期間・大規模に操業されてきた窯跡であること
- ・山中になお 100 基以上の窯跡が残されていること
- ・いくつかのグループに分かれて操業を行い、工人の集落、墳墓が確認されていること
- ・窯の分布・窯構造・窯体規模・生産器種に時期ごとの変化があり、古墳時代から奈良・平安時代に至る操業実態が分かること
- ・製品が広範囲に供給されていること
- ・ヘラ書き須恵器から、具体的な地名・人名等が明らかになり、調納制・部民制・工人氏族・生産組織を考える上で極めて重要な資料であること
- ・陶邑窯跡群や朝鮮半島など広範囲に交流が見られること
- ・那津官家・大宰府との結びつきが推測できること

こうした歴史的価値を踏まえると、牛頸須恵器窯跡の本質的価値は次のように要約される。

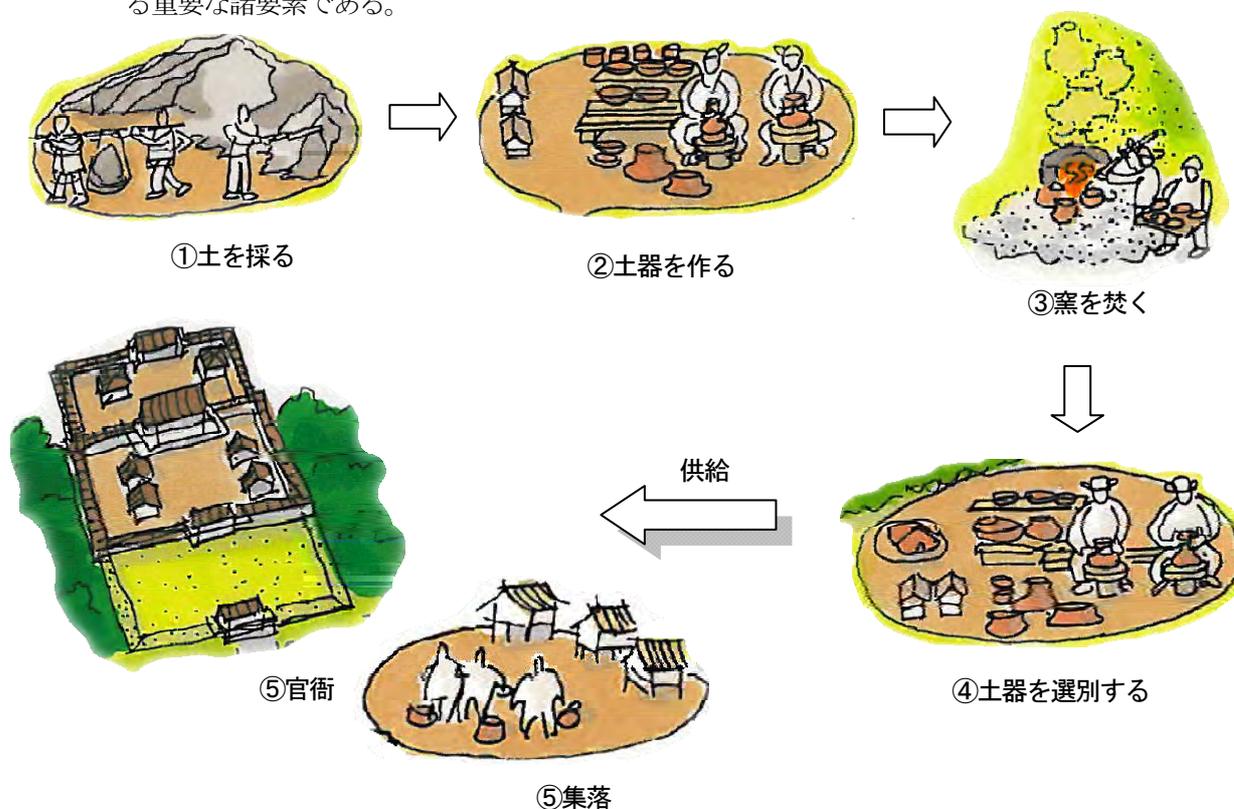
- ・**長期間・大規模に操業を行なった九州最大の須恵器窯跡群**
- ・**具体的な生産体制や工人集団、当時の操業・流通の様子が分かる須恵器窯跡群**

現在、牛頸須恵器窯跡の指定地は、山林を中心に 12 ヶ所に分かれている。指定地内には、発掘調査された窯跡や山中に埋蔵されている窯跡、墳墓に転用された窯跡はあるが、集落や古墳、粘土採掘坑といった遺跡は含まれていない。本来、須恵器生産サイクルとしては、

- ・土（粘土）を採る。
- ・採った土を集落に持ち帰り、工房で土を作り、こねて、土器を作り、乾燥させる。
- ・乾燥した土器を窯で焼く。
- ・焼成後、窯出しして、選別する。
- ・官衙・寺院・集落・古墳などに供給する。

というような工程が考えられる（第 28 図）。これらの一連の工程を考えると、上記に挙げた牛頸須恵器窯跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素には、須恵器窯の他、粘土採掘坑・集落・工房遺構を加えることができ、さらに須恵器工人の墳墓も対象になる（第 29 図）。また、牛頸須恵器窯跡は那津官家・大宰府と関わりが深いことが知られ、ヘラ

書き須恵器・陶棺など他の窯跡群では見られない遺物群や生産体制も本質的価値を構成する重要な諸要素である。



第 28 図 須恵器生産サイクルのイメージ図

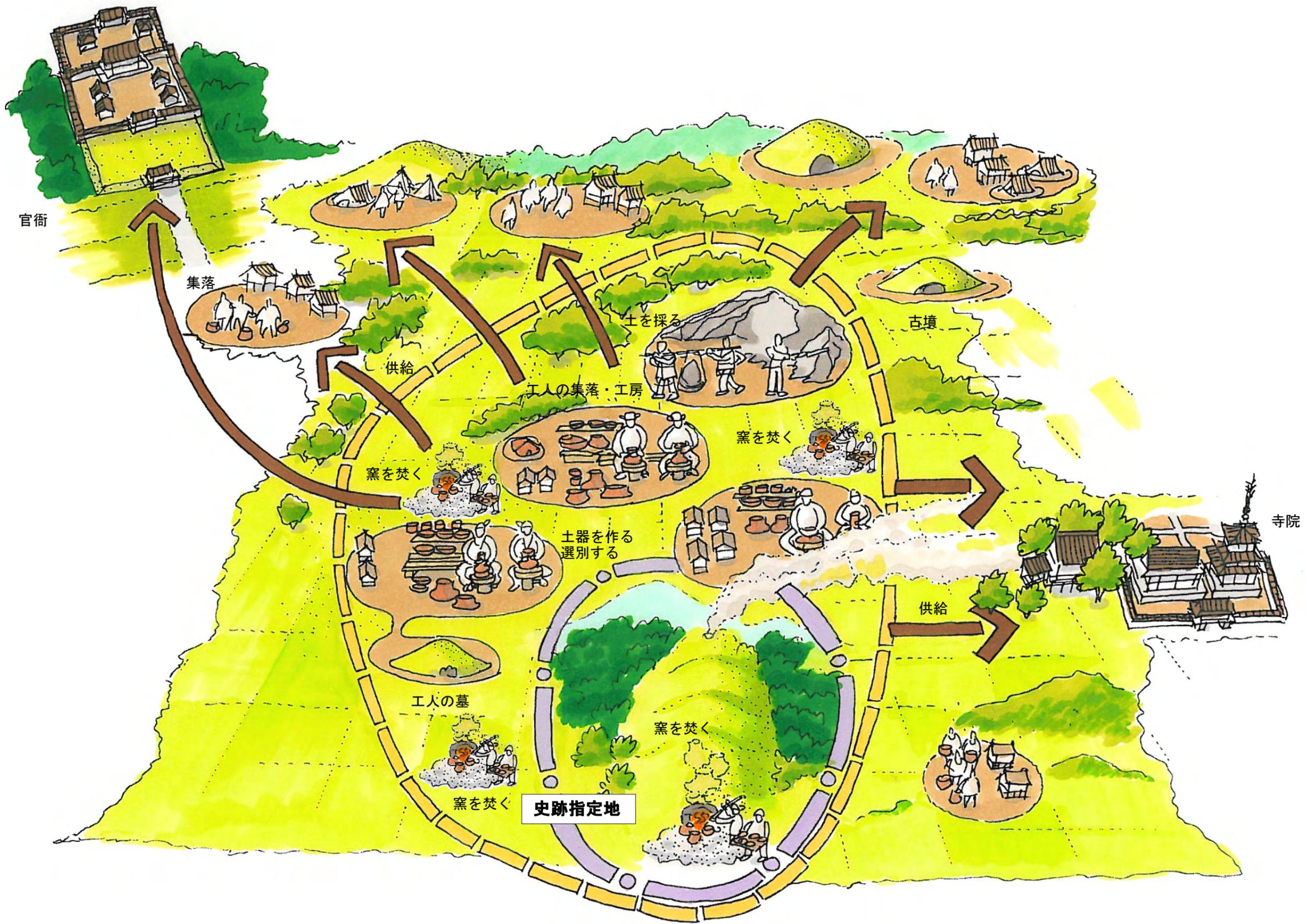
このように、本来の牛頸須恵器窯跡はこれまでの調査によって窯跡・集落・墳墓の分布が確認されている範囲とすることができる。しかし、現在は指定地が須恵器窯跡のみに限定されているため、以下では須恵器窯跡を構成する諸要素を明確化する（表 10）。

その他の諸要素の分類としては、史跡の保護に有効な要素と史跡の保護に有効でない要素に整理することができる。

史跡の保護に有効な要素としては、自然林・里山・水路・流路・里道・園路・看板・覆屋・手すり・木階段等が挙げられる。史跡の保護に有効でない要素として、人工林（スギ・ヒノキ）・竹林・仮設トイレ・排水管・崖などが挙げられる。

表 10 史跡等を構成する本質的価値とその他の諸要素の分類

指定地名称	史跡等を構成する諸要素		
	本質的価値を構成する 主要の諸要素	本質的価値を構成する 主要の諸要素以外の諸要素	
		史跡の保護に有効な要素	史跡の保護に有効でない要素
梅頭窯跡群Ⅰ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘された窯跡 ・地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・覆屋 ・水路 ・木階段 ・手すり ・園路 	
小田浦窯跡群Ⅰ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘された窯跡 ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然林・里山 ・水路 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林 ・竹林 ・仮設トイレ ・崖
後田窯跡群Ⅰ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・流路 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林
石坂窯跡群Ⅰ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水路 ・里道 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林
石坂窯跡群Ⅱ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然林・里山 	
石坂窯跡群Ⅲ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 		<ul style="list-style-type: none"> ・人工林
石坂窯跡群Ⅳ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘された窯跡 ・埋め戻された窯跡 ・地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋め土 ・看板 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水管 ・土嚢
大谷窯跡群Ⅰ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・里道 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林
大谷窯跡群Ⅱ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 		<ul style="list-style-type: none"> ・人工林
原浦窯跡群Ⅰ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 		<ul style="list-style-type: none"> ・人工林 ・竹林
井手窯跡群Ⅰ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・流路 ・里道 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林
長者原窯跡群Ⅰ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵されている窯跡 ・散在する須恵器 ・地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然林・里山 	



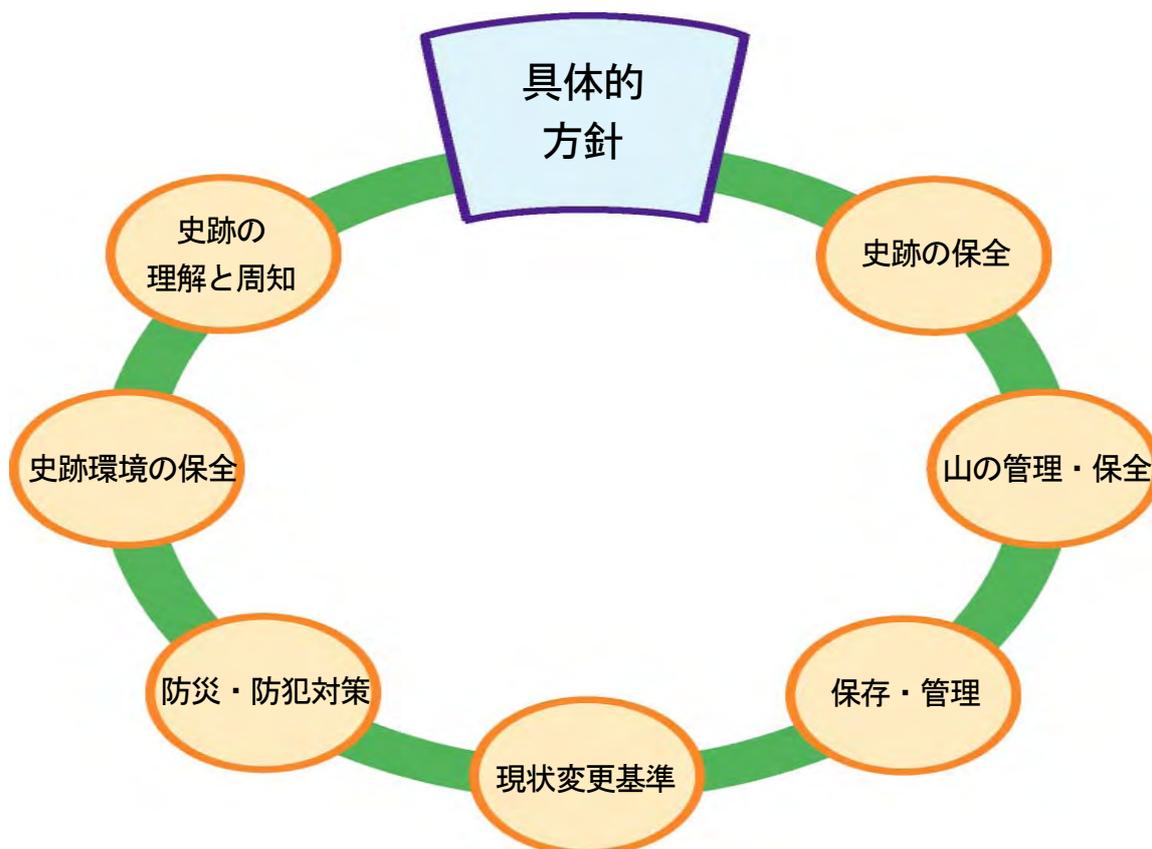
第29図 牛頸須恵器窯跡の作業イメージ図

2. 基本方針

牛頸須恵器窯跡は、牛頸山から北に派生する樹枝状の丘陵及び平野部に須恵器窯跡・集落・墳墓等が位置しており、これまで住宅やダム建設などの開発に伴って発掘調査が進められてきた。その結果、史跡が置かれている現況は指定地ごとに様々である。これらの史跡地の歴史的価値と現況を踏まえ地区区分を行い、個々に最適な保存方法を選択するよう計画する。

具体的方針

- ①史跡が持つ本質的価値を構成する諸要素の遺構・遺物・地形・環境等の特性を踏まえた保全に努める。
- ②焼きものの山にふさわしい自然環境・景観を重視した管理・保全を図る。
- ③指定地ごとに置かれている自然・社会的条件を考慮し、保存管理の方法を定める。
- ④現状に合せた地区区分を設定し、史跡・地域性に基づいた現状変更基準の方法を定める。
- ⑤安全を重視した植生・遺構の管理保全と盗掘に対する対応を考慮し、防災・防犯対策の方法を考える。
- ⑥動植物が史跡に与える影響を想定し、良好な環境を保全する方法を考える。
- ⑦学術調査は必要に応じて実施し、史跡の理解と遺構の保全に有効な情報を得るとともに、文化財の保護と調査成果の周知を進める。



3. 地区区分

牛頸須恵器窯跡は、広範囲に 12 ヶ所の指定地が点在している。指定地内には、いずれも本来の地形に発掘された窯跡・埋蔵された窯跡・埋め戻された窯跡が存在する。これらの窯跡は発掘の有無に関らず、地形と一体的に現況を保存する必要がある。

周辺の開発状況により指定地の置かれている現況、指定地内の遺構の位置、関係法令・土地利用などは様々である。これら広範囲に及ぶ指定地に対し、現状変更基準・管理方法を定めることを念頭に、一括して取り扱いができる地区を設定し地区区分を行う。

A地区 市街化区域にあり、発掘調査が行われ保存施設が設置されている地区
梅頭窯跡群 I 地区

B地区 市街化調整区域にあり、丘陵斜面に遺構の存在が確認される地区

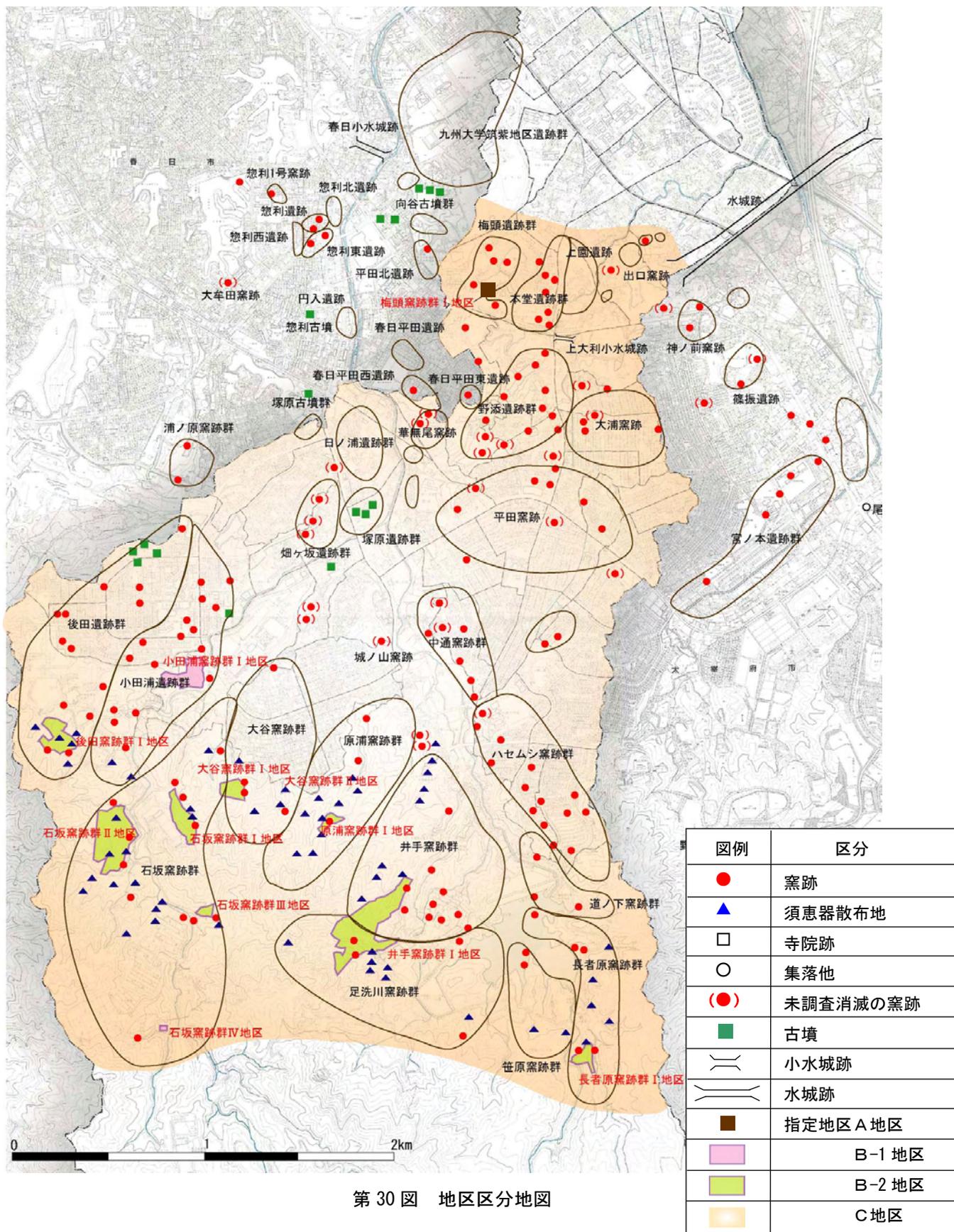
B-1地区 上記のうち、発掘調査が行われ、遺構の内容が明らかなもの
小田浦窯跡群 I 地区、石坂窯跡群 IV 地区

B-2地区 上記のうち、分布調査が行われ、遺構が知られるが、内容が明らかでないもの
後田窯跡群 I 地区、石坂窯跡群 I 地区、石坂窯跡群 II 地区、
石坂窯跡群 III 地区、大谷窯跡群 I 地区、大谷窯跡群 II 地区、
原浦窯跡群 I 地区、井手窯跡群 I 地区、長者原窯跡群 I 地区

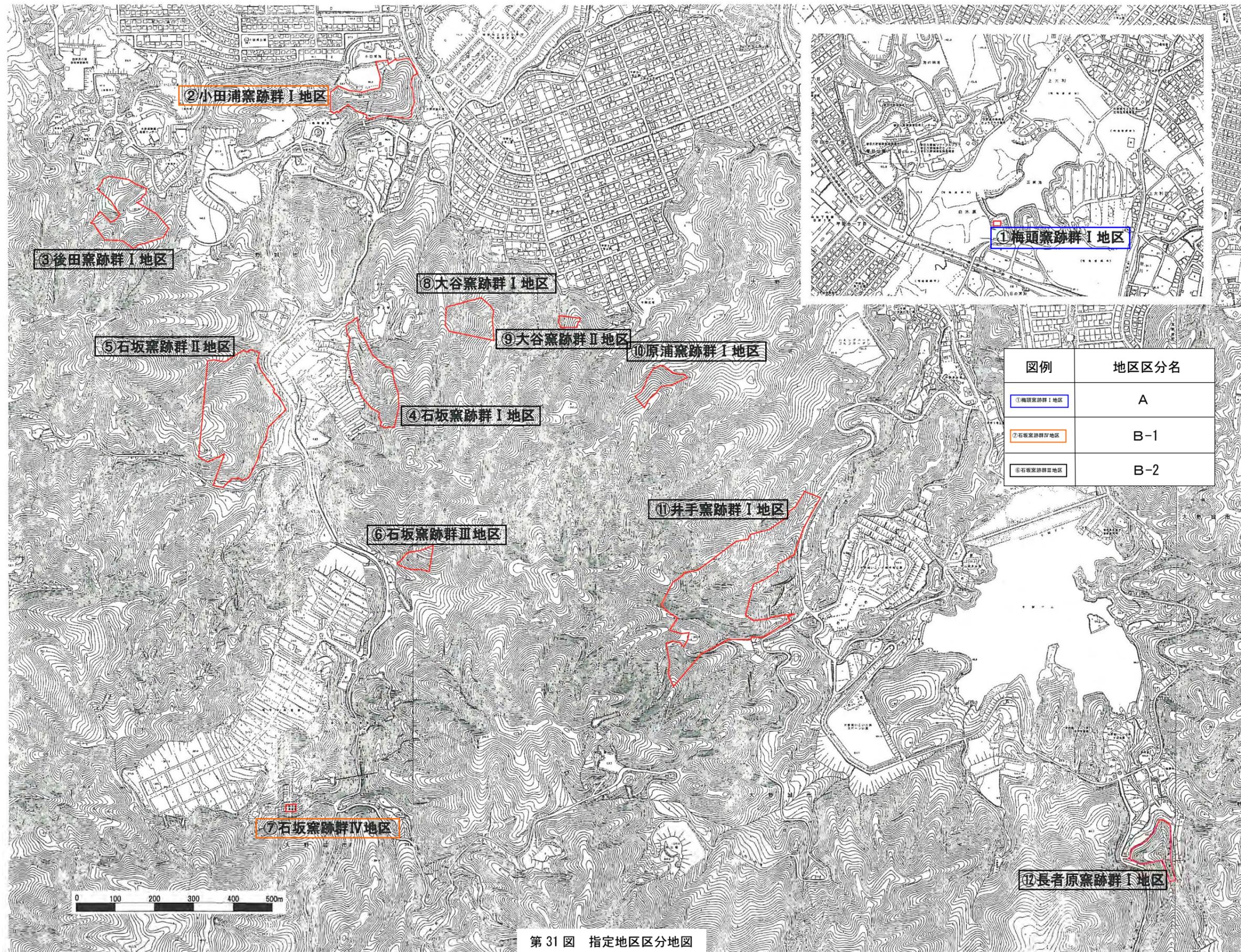
C地区 牛頸須恵器窯跡の範囲に含まれ、遺構の存在が確認もしくは想定されるが未指定の地区

表 11 指定地区区分一覧表

地区区分	指定地名称	区分	所有者	法令
A	梅頭窯跡群 I 地区	市街化区域	市	
B-1	小田浦窯跡群 I 地区	市街化調整区域	公社	地域森林計画対象民有林
	石坂窯跡群Ⅳ地区	市街化調整区域	民間	保安林
B-2	後田窯跡群 I 地区	市街化調整区域	市 公社 民間	地域森林計画対象民有林
	石坂窯跡群 I 地区	市街化調整区域	民間	地域森林計画対象民有林
	石坂窯跡群 II 地区	市街化調整区域	市	保安林
	石坂窯跡群Ⅲ地区	市街化調整区域	市	地域森林計画対象民有林 保安林
	大谷窯跡群 I 地区	市街化調整区域	市	地域森林計画対象民有林
	大谷窯跡群 II 地区	市街化調整区域	市 民間	地域森林計画対象民有林
	原浦窯跡群 I 地区	市街化調整区域	市	地域森林計画対象民有林
	井手窯跡群 I 地区	市街化調整区域	市 民間	保安林 地域森林計画対象民有林 特定猟具（銃器）使用禁止区域（牛頸ダム）
	長者原窯跡群 I 地区	市街化調整区域	市	第一種自然環境保護区域 特定猟具（銃器）使用禁止区域（牛頸ダム） 土砂災害警戒区域、特別警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）
C	上記以外の地区	市街化区域 市街化調整区域	市 公社 民間	その土地にかかる各種関係法令



第 30 図 地区区分地図



第 31 図 指定地区区分地図

4. 保存管理の方法

史跡牛頸須恵器窯跡は発掘された窯跡・埋蔵された窯跡・埋め戻された窯跡が所在する。まず、これらの窯跡は発掘の有無に関らず、地形と一体に現況を保存する必要がある。さらに、指定地は散在し、置かれている自然・社会的条件等は様々であるため、指定地ごとに保存管理の方法を定める。

表 12 指定地ごとの保存管理の方法の一覧表

地域区分	指定地名	保存管理の方法	
		本質的価値を構成する諸要素	本質的価値以外の諸要素
A	梅頭窯跡群 I 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は、現状保存を図る。 ・焚口部のコケ・カビについては、隣接する三兼池の水位と地下水位の関係を調査し、発生を抑える措置をとる。 ・踏圧・風化については、遺構に対する影響を経過的に観察し、劣化等が確認されれば保護措置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・覆い屋等の遺構を保護する施設・器具については、良好な保護環境を保つため、設備の更新・見直しを行う。 ・虫については、覆屋内に入り込まないような方策を検討する。
B-1	小田浦窯跡群 I 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存とする部分と、公開活用する部分を検討する。 ・窯跡と一体的な地形保全方法を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然林・里山は、窯跡周辺等の密度や樹高について樹木管理を行うことを検討する。 ・人工林・竹林については、林相の転換を目指す。 ・水路は、排水処理が適切に行われるよう管理する。 ・仮設トイレは、将来的に撤去を行う。 ・崖は、著しい崩落が発生しないように、養生方法を検討する。 ・車道に隣接したアクセスのしやすい場所にあるため、積極的に活用できる環境を整える。 ・活用については、活用計画において検討する。
	石坂窯跡群 IV 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・露出する窯跡は、埋め戻し保存とし、表面の養生を充分に行う。 ・窯跡と一体的な地形保全方法を図る。 ・活用については、活用計画において検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋め土は、表面の養生を充分に行う。 ・看板は、現状維持を図るが、将来的に更新を検討する。 ・排水管・土嚢など、窯跡に無関係のものは撤去し、養生を充分に図る。 ・車道に隣接したアクセスのしやすい場所にあるため、活用できる環境を整える。
B-2	後田窯跡群 I 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存を図る。 ・窯跡と一体的な地形保全を図る。 ・窯跡の公開活用を行う場合は、内容確認のための調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流路は、灰原の洗掘が起らないように、予防方法を検討する。 ・倒木処理などの森林整備を行う。 ・人工林については、林相の転換を目指す。
	石坂窯跡群 I 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存を図る。 ・窯跡と一体的な地形保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木処理などの森林整備を行う。 ・人工林については、林相の転換を目指す。
	石坂窯跡群 II 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存を図る。 ・窯跡と一体的な地形保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然林・里山は、窯跡周辺等の密度や樹高について樹木管理を行うことを検討する。
	石坂窯跡群 III 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存を図る。 ・窯跡と一体的な地形保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木処理などの森林整備を行う。 ・人工林については、林相の転換を目指す。
	大谷窯跡群 I 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存を図る。 ・窯跡と一体的な地形保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里道は、現状維持を図る。 ・倒木処理などの森林整備を行う。 ・人工林については、林相の転換を目指す。
	大谷窯跡群 II 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存を図る。 ・窯跡と一体的な地形保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木処理などの森林整備を行う。 ・人工林については、林相の転換を目指す。
	原浦窯跡群 I 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存を図る。 ・窯跡と一体的な地形保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木処理などの森林整備を行う。 ・人工林・竹林については、林相の転換を目指す。
	井手窯跡群 I 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存を図る。 ・窯跡と一体的な地形保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流路は、灰原の洗掘が起らないように、予防方法を検討する。 ・里道は、現状維持を図る。 ・倒木処理などの森林整備を行う。 ・人工林については、林相の転換を目指す。 ・車道に隣接したアクセスのしやすい場所にあるため、活用できる環境を整える。 ・活用については、活用計画において検討する。
	長者原窯跡群 I 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・窯跡は現状保存を図る。 ・窯跡と一体的な地形保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然林・里山は、窯跡周辺等の密度や樹高について樹木管理を行うことを検討する。 ・車道に隣接したアクセスのしやすい場所にあるため、活用できる環境を整える。 ・活用については、活用計画において検討する。

5. 現状変更等の取扱方針と取扱基準

想定される現状変更としては、建築物の新築・改修、道路・水路の新設・改修、地形の変更、土取り、治山ダム・砂防ダムの新設、開発行為、樹木植栽・伐採・抜根、風倒木処理、谷川の保全、崩落面の処理、簡易な工作物、発掘調査、保存処理が考えられる。

先に設定した地区区分をもとに、以下で現状変更の取扱方針と取扱基準について整理する。

表 13 現状変更等の取扱方針と取扱基準

	A地区		B-1地区		B-2地区		C地区		
	指定地	未指定地	指定地	未指定地	指定地	未指定地	指定地	未指定地	
地区概要	市街化区域にあり、発掘調査が行われ、保存施設が設置されている地区		市街化調整区域にあり、丘陵斜面に遺構の存在が確認される地区で、発掘調査が行われ、遺構の内容が明らかな地区		市街化調整区域にあり、丘陵斜面に遺構の存在が確認される地区で、分布調査が行われ、遺構が知られるが、内容が明らかでない地区		牛頭須恵器窯跡の範囲に含まれ、遺構の存在が確認もしくは想定されるが未指定の地区		
現状変更取り扱い方針	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外現状変更を認めない。		史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。ただし、住民の安全な生活を確保する行為については、遺構の毀損を行わず、史跡にふさわしい景観に配慮することを条件に認める。		史跡の調査研究・保存管理・整備活用に資するもの以外の現状変更を認めない。ただし、住民の安全な生活を確保する行為については、遺構の毀損を行わず、史跡にふさわしい景観に配慮することを条件に認める。		文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取り扱いとする。地権者に環境保全など理解と協力を求める。		
建築物・工作物	建築物の新築	史跡の保存・遺構保護に資するもののみ認める。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、原則現状保存を求める。文化財保護法93・94条に基づいた取り扱いとする。		
	建築物の改修	史跡の保存・遺構保護に資するもののみ認める。	現状の建物規模の改修のみ認める。	—	—	—			
	簡易な工作物	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。	—	—			—
道路・水路	道路・水路の新設	史跡の整備・遺構保護に資するもののみ認める。	史跡の整備・遺構保護に資するもののみ認める。	史跡の整備・遺構保護に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の整備・遺構保護に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の整備・遺構保護に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	—		
	道路・水路の改修	設置時の掘削を超えない範囲で改修を認める。	設置時の掘削を超えない範囲で改修を認める。	—	—	—			
開発等の地形改変行為	地形の変更	史跡の保存・遺構保護に資するもののみ認める。	史跡の保存・遺構保護に資するもののみ認める。	史跡の保存・遺構保護に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の保存・遺構保護に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の保存・遺構保護に資するもののみ認める。事前の確認調査を要する。	—		
	土取り	—	認めない。	認めない。	認めない。	認めない。			
	治山・砂防ダムの新設	—	史跡の安全管理に資するもので、遺構および景観に影響を与えない範囲でやむをえないもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の安全管理に資するもので、遺構および景観に影響を与えない範囲でやむをえないもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の安全管理に資するもので、遺構および景観に影響を与えない範囲でやむをえないもののみ認める。事前の確認調査を要する。	史跡の安全管理に資するもので、遺構および景観に影響を与えない範囲でやむをえないもののみ認める。事前の確認調査を要する。			史跡の安全管理に資するもので、遺構および景観に影響を与えない範囲でやむをえないもののみ認める。事前の確認調査を要する。
	開発行為	—	認めない。	認めない。	認めない。	認めない。			
樹木	樹木植栽	—	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。遺構保護措置を要する。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。	当面は現状保存を要請する。		
	樹木伐採	—	必要に応じて認める。	必要に応じて認める。	必要に応じて認める。	必要に応じて認める。			
	樹木抜根	—	基本的に認めない。	基本的に認めない。	基本的に認めない。	基本的に認めない。			
	風倒木処理	—	遺構の損壊しない範囲で認める。	遺構の損壊しない範囲で認める。	遺構の損壊しない範囲で認める。	遺構の損壊しない範囲で認める。			
	植生管理	現状を維持する。	—	—	—	—			—
自然環境	谷川の保全	—	史跡の安全管理に資するもののみ認める。	史跡の安全管理に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。	史跡の安全管理に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。	史跡の安全管理に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。	—		
	崩落面の処理	—	史跡の安全管理に資するもののみ認める。	史跡の安全管理に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。	史跡の安全管理に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。	史跡の安全管理に資するもののみ認める。事前の確認調査・遺構保護措置を要する。			
	景観の保全	現状を維持する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。	史跡にふさわしい景観に配慮する。			
調査・保存	発掘調査	整備や保存のための内容確認に関する学術調査を原則とする。	整備や保存のための内容確認に関する学術調査を原則とする。	整備や保存のための内容確認に関する学術調査を原則とする。	整備や保存のための内容確認に関する学術調査を原則とする。	整備や保存のための内容確認に関する学術調査を原則とする。	周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、原則現状保存を求める。文化財保護法93・94条に基づいた取り扱いとする。		
	保存処理	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。	史跡の整備・活用に資するもののみ認める。			

6. 動植物に関する環境計画

野生の哺乳類としては、踏査においてニホンノウサギの糞及びイノシシが植物の根や昆虫の幼虫を食べるために地面を掘り返したあとを確認した。また、野鳥としては13目26科38属58種の野鳥と3種の外来種・家禽を確認した。特に、レッドデータブック（RDB）に記載されているような貴重な動物は確認されなかった。

問題となるのは、手入れの不足している造林や放置された里地・里山が多いことである。この状況がイノシシの増加を後押ししている可能性が高く、これらを適切に管理することが必要である。また、竹林の増加もイノシシの増加を増長させていることが指摘できる。

(1) 動物について

牛頸須恵器窯跡の所在する地域の動物調査において、イノシシ・ニホンノウサギ・鳥類の生息が確認された。またこれ以外では、須恵器窯跡の所在する山林においてニホンザルが出没することが知られている。これらの動物の内、須恵器窯跡に直接影響を及ぼす可能性のあるものとしてイノシシが挙げられる。具体的には、餌を探す際に土地の表層を漁りまくってしまい、表層部分を大きく抉る結果となることである。このことにより、須恵器窯跡の遺構及び灰原が掘られてしまう可能性をもっており、このほか、散策路についても大きなダメージを受けることが考えられる。

イノシシ対策としては、シートによる方法、ロープによる方法、電気柵による方法があり、指定地内の被害状況が確認された場合、対策を講ずるものとする。

(2) 植物について

植物は、指定地には自然林・里山や人工林が分布している。スギ・ヒノキが卓越する場所では、倒木や根上がりにより地形が不安定化する可能性があり、また管理不足により竹やササの進入が著しい場所がある。窯跡は丘陵斜面に位置しており、こうした地盤の不安定化は土石流災害等の斜面地崩壊の原因となる可能性を高くしており、遺構へのダメージは長期的にリスクを有している。また、竹林についても根が大きく広がり、良好な自然環境が維持できない。このため、これらの林相を各指定地が置かれている関係法令を考慮した上で、順次自然林・里山へ転換し古代の森に近づけていくことを目指す。

1) 竹林の整理

イノシシは雑食性であり、表層に潜む昆虫の幼虫などを漁る。また、タケノコを好んで食べるため、表土を掘り返す。これが表層を荒廃させ、雨水による侵食が加速される可能性が高い。さらに、竹林の地下茎の成長による窯跡への影響を防ぐ観点からも竹林を適切に伐採する必要がある。



現地で見られる放置された竹林



手入れがされた竹林（イメージ）

2) 人工林の整理

スギ・ヒノキが卓越する人工林では、土が流れやすくなる危険性があり、土石流災害による遺構へのダメージのリスクを有している。また、倒木が表土を浮かせることにより侵食しやすくなったり、倒木が沢部に堆積している状況があり、豪雨時に流下して災害を引き起こす可能性があるため、間伐および倒木の除去・搬出を優先する必要がある。



手入れが不足している人工林



比較的整備されている人工林

3) 自然林・里山

自然林・里山に関しては、適切に間伐を行うことで樹木を保護し、表土の活性化を図ることで中低木や林床の植物が豊かになり、表土の安定を図ることができる。



表土が流失した自然林・里山



手入れされた自然林・里山

各地点の問題点とその対策のイメージを、一覧表として巻末の資料編の資料2に示した。

7. 自然災害及び盗掘に関する防災・防犯計画

指定地は、梅頭窯跡群 I 地区を除き、全て山林部に位置する。山林部において、史跡に影響を与えると考えられる自然災害としては、豪雨による土石流災害、台風等による風倒木災害等が挙げられる。

指定地の植生は、自然林・里山、スギ・ヒノキの人工林、竹林に大別され、指定地ごとに現況は異なるが、地質は、風化花崗岩であるマサ土を主体とし、斜面の勾配は 40° を超す場所もある丘陵斜面であるため、長期的に上記のような自然災害が発生する危険性を有している。また、伐採等の手入れが行われていないため、樹木が密生した状態になっている。

このため、適度な間伐や風倒木除去、自然林・里山に林相転換を図るなど、地盤の保水能力を高める措置をとり、土石流・風倒木災害の発生を予防することを検討する。

また、丘陵斜面や溪流部に散在する須恵器片や灰原に埋蔵される須恵器に関しては、盗掘を受ける可能性がある。このため、看板を立てて注意喚起を促すとともに、定期的に文化財保護指導員がパトロールをおこない、状況を確認し、盗掘の事実が明らかになれば適宜対応することとする。

8. 史跡指定地の周辺環境の考え方

史跡指定地は、市街化区域と市街化調整区域に分かれており、須恵器窯跡やこれに関連する集落遺跡が周辺に点在している。

市街化区域にある梅頭窯跡群 I 地区については、公園の中にあることから良好な環境・景観が保たれており、今後も史跡と一体となった良好な環境づくりに努める。

市街化調整区域にあるその他の窯跡群は、周辺に住宅街・環境処理センター・霊園・ゴルフ練習場等があるものの、開発は公共事業や公的事業及びこれに関連する施設の整備を行うものを除き、抑制する方向にあることから、山林としての環境・景観は保たれると思われる。今後も引き続き、開発を抑制し山林としての環境・景観を守っていくこととする。

また、指定地内外の風倒木については、地権者や関係機関などと連携して除去し、環境を整える方向で検討することとする。また、平野川などの河川氾濫により窯体・灰原が流失する恐れがあることから、河川管理者と協議を行い、史跡地の環境を守る。

9. 追加指定の考え方

史跡牛頸須恵器窯跡周辺地には、須恵器窯跡が多数残されている。これらの窯跡は、市街地の一部あるいは山の斜面に点在しており、取り巻く社会的環境や自然的環境・残存状況は様々である。

指定時においては、須恵器窯跡は斜面部に地下を掘りぬいて構築される特徴があることと、斜面部を取り込む谷が生産のサイクルや燃料材の確保を考える上でも重要であるとの観点より、窯跡が所在する谷を周辺地形と合せて指定している。このため追加指定に当たっても指定時の考え方を踏襲し、窯跡の場合は踏査・確認調査の結果明らかになった須恵器窯跡が所在する地形と周辺の状況を踏まえ、保護を行う必要があると認められる範囲の追加指定を検討する。なお範囲については、須恵器窯跡周辺の社会的環境を考慮するとともに、遺跡の価値を損ねないものとする。

また、須恵器製作工房を含む集落や工人の墳墓は、牛頸窯跡須恵器の過去の発掘調査で明らかになっている。粘土採掘坑はこれまでの調査では明らかになっていない。これら須恵器窯跡の操業を理解する上で重要な遺跡について、試掘・確認調査により良好な遺跡の残存状況や須恵器工人との関わりが確認された遺跡に関しては、追加指定を検討する。

10. 公有化の考え方

指定地の大多数を占める山林は、荒廃が進んでおり、倒木等により谷をふさぎ、災害の一因ともなる状況が生まれている。また、人工林が増加し、須恵器窯操業当時の森林の状況とは異なる植生となっているところも多い。

これらの山林の公有化を順次進め、林相転換や防災対策等を行い、災害に強い山作りを目指し将来に良好な姿を残していけるよう努める。

IV. 整備活用

牛頸須恵器窯跡は、畿内の影響を強く受けながらも、朝鮮半島や九州の各窯、那津官家・大宰府との関連もあり、多様な交流の上に成り立っている九州最大の須恵器窯跡群である。現在、史跡指定地の多くは山中にあり、指定地周辺の山にも多くの窯跡が残されている。史跡牛頸須恵器窯跡の整備にあたっては、こうした山を中心とした緑あふれる自然環境と史跡を一体的に整備活用し、安全で健康的な空間とすることを基本理念とする。

また、史跡の持つ価値を次世代に確実に引き継ぎ、史跡の持つ価値が正しく理解され、保存の必要性に市民の理解が得られるよう適切に整備活用を行い、地域を特徴付ける固有の地域資源として位置づけられるように、以下のとおり基本方針を設定する。

1 確実な保存整備推進

史跡を後世に伝えるため、史跡地内の調査を行い、確実に遺構が保存される手法等を検討する。

2 史跡の理解促進のための整備

史跡の理解を深めるため、窯跡等の遺構復元や牛頸須恵器窯跡や各遺跡の状況を記した解説板・体験施設等、必要な施設・設備を整備する。特に、道路から里道などを通りアクセスしやすい小田浦窯跡群Ⅰ地区、石坂窯跡群Ⅲ・Ⅳ地区、井手窯跡群Ⅰ地区、長者原窯跡群Ⅰ地区については、案内サインを充実し、窯跡の存在を示すことを検討する。

3 適切な整備活用の推進

指定地の周辺環境の状況から、公開し市民の憩いの場として活用していく場所と現状維持する場所に分け、最良の整備方法を検討する。また、トラスト協会など市民活動団体との連携により、良好な森林環境の保全を進めていく。

4 地域資源としての活用

史跡地の大半を占める山に含まれる史跡や遺跡、各種文化財や自然環境・動植物・昆虫、山が持っている過去の記録や記憶などを地域資源としてとらえ、既存の周辺施設とも連携し、史跡と山を楽しめるような総合的な活用方策を今後策定する「牛頸須恵器窯跡整備活用計画」の中で検討する。また、検討にあたっては、ワークショップ等の手法を用い、市民や関係団体、庁内関係課および関係機関などとの連携を図りながら検討を行う。

5 自然環境の復元

須恵器窯操業当時の森林の状況を復元していくために、林相転換を図りながら古代の姿に近づけていくとともに、保水力のある森林環境を復元していくことで災害に強い山作りを目指す。

6 学校教育、生涯教育への活用

史跡や自然とのふれあいを通じて、自然体験や歴史学習、健康づくりの場としての活用を目指す。

V. 管理体制

史跡牛頸須恵器窯跡の管理では、史跡の価値を維持するため、指定地の大半を占める山林部について、周辺の自然環境とともに適切に維持管理していくこととする。また、指定地および周辺で本市または事業者が行う各種事業に対して、史跡への理解を求めるとともに、事業内容によって史跡の価値が失われないよう現状変更等の協議を行うことも重要である。これらの維持管理は、保存活用を行っていく上で基礎となるものであり、これらを維持継続していくための管理体制について以下のとおり基本方針を定める。

1 関係機関との連携

史跡は広い範囲に及び、かつ須恵器窯跡は隣接する太宰府市・春日市にも広がる。また、過去には福岡県や各大学においても発掘調査が実施されてきた経緯があることから、周辺市と県と史跡の現状について情報を共有し、保存管理の基本方針に基づいた対応を行うなど、関係機関との連携を行う。

2 大野城市内部における連携

史跡の大半を占める山林は、市街化調整区域であり、また一部は大野城市第一種自然環境保護区域に指定されていることから、大野城市役所内部の関係部署との連携を強化し、相互に協力する体制を整備する。

3 地域との連携

史跡周辺で活動実績のある既存の団体、コミュニティ協議会、地元公民館、住民へ史跡の内容と保存管理計画の趣旨について知らせ、理解と協力を得ながら、地域やNPO等と連携・協働して、ボランティアの組織等、史跡を守る体制の整備を行う。また、周辺観光地等との連携を図りながら、市民に利用しやすい環境づくりに向けた取り組みを進める。

4 各種事業との調整

史跡内で行われる事業に対して、治山事業担当との連携を行い、安全な山づくりを目指すとともに、史跡地の存在と内容について理解を求め、事業内容によって史跡の価値が失われないよう調整を行う。

VI. 今後の課題と方向

史跡牛頸須恵器窯跡の保存管理及び整備・活用において、今後下記の課題に留意・解決しながら史跡の価値を高めるように努め、市民共有の地域資源として、次世代に伝えていくために努力する。

1 確認調査の継続

窯跡は山林部に残っていることから、所在が明らかになっていないものも多い。このため、確認調査を実施しながら窯跡の分布と時期について明らかにして、今後追加指定や保護すべき範囲について確定する必要がある。

2 須恵器生産に関する遺跡の調査

史跡牛頸須恵器窯跡で現在指定されているのは窯跡のみであるが、本来の須恵器生産を考えると、集落・墳墓・粘土採掘坑なども重要な要素である。今後、窯跡以外の須恵器生産に関する遺跡についても確認・発掘調査を実施し、内容を確認することで史跡の全容を明らかにし、追加指定の必要性について検討することとする。

3 調査研究の継続

牛頸須恵器窯跡は九州最大の須恵器窯跡群であり、極めて重要な歴史的価値を有することから今後も調査研究を継続し、群の実態について明らかにする。

4 追加指定

確認・発掘調査等で須恵器窯跡や生産に関する遺跡が確認された場合については、追加指定の措置を講じるなど、史跡の保存に努める必要がある。

5 遺構の保護と日常的管理

現在、露出展示を行っている箇所では水の影響によるコケ・カビ等の発生があり、地下に埋蔵されている窯跡も表面をイノシシが荒らしたり、竹林の侵食等が見られる。これらは、定期的な観察を行い、対応を講じるものとする。

6 公有化の促進

指定地には私有地も多く含まれており、保存管理計画を行っていく上で公有化を促進し、方針に沿った適正な森林管理を行い、山を古代の姿に戻すことを目標とする。

7 整備と地域資源としての活用

指定地は山を良好な形で保護するために、指定地ごとに最良の整備を行うこととする。また公開・活用が実施できる場所では、市民を対象としたワークショップを実施し、整備計画を策定し、地域資源として活用できるように情報を発信するものとする。

8 他自治体・機関との連携

牛頸須恵器窯跡は、大野城市だけでなく春日市・太宰府市に広がっており、発掘調査も福岡県や大学組織といった多くの機関が実施している。このため、これらの機関と広域な連携を行うとともに、須恵器窯跡を有する他の自治体との連携・協力により、共同での事業開催等を検討する。